

議案第 1 2 号

飛驒市ことばの教室条例の一部を改正する条例について

飛驒市ことばの教室条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

題名及び施設名称の整理を行うとともに、新たなサービスを開始することに伴う
改正

飛驒市ことばの教室条例の一部を改正する条例

飛驒市ことばの教室条例（平成18年飛驒市条例第55号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飛驒市障がい児通所支援施設条例

第1条中「飛驒市ことばの教室」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第1項に定める障がい児通所支援を行うための教室」に改める。

第2条の表中「名称」を「教室の名称」に改める。

第4条第1項中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第2項中「法第6条の2の2第5項」を「法第6条の2の2第4項の規定による放課後等デイサービス及び法第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（飛驒市古川町総合保健福祉センター条例の一部改正）

2 飛驒市古川町総合保健福祉センター条例（平成16年飛驒市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「飛驒市ことばの教室条例（平成16年飛驒市条例第124号）」を「飛驒市障がい児通所支援施設条例（平成18年飛驒市条例第55号）」に

改める。

飛騨市ことばの教室条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案												
<p style="text-align: center;">飛騨市<u>ことばの教室</u> _____ 条例 (設置)</p> <p>第1条 飛騨市は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を実施するため、<u>飛騨市ことばの教室</u> _____ (以下「教室」という。)を設置する。 (名称及び所在地)</p> <p>第2条 教室の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">_____ 名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市古川やまびこ教室</td> <td>飛騨市古川町若宮二丁目1番60号</td> </tr> <tr> <td>飛騨市神岡ことばの教室</td> <td>飛騨市神岡町殿979番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 (事業内容)</p> <p>第4条 教室は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）</u>第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援を行う。</p> <p>2 飛騨市古川やまびこ教室は、前項に規定する事業のほか、<u>法第6条の2の2第5項</u> _____ の規定による保育所等訪問支援を行う。</p> <p>以下 略</p>	_____ 名称	所在地	飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号	飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿979番地	<p style="text-align: center;">飛騨市障がい児通所支援施設条例 (設置)</p> <p>第1条 飛騨市は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を実施するため、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）</u>第6条の2の2第1項に定める障がい児通所支援を行うための<u>教室</u> (以下「教室」という。)を設置する。 (名称及び所在地)</p> <p>第2条 教室の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">教室の名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市古川やまびこ教室</td> <td>飛騨市古川町若宮二丁目1番60号</td> </tr> <tr> <td>飛騨市神岡ことばの教室</td> <td>飛騨市神岡町殿979番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 (事業内容)</p> <p>第4条 教室は、<u>法</u> _____ 第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援を行う。</p> <p>2 飛騨市古川やまびこ教室は、前項に規定する事業のほか、<u>法第6条の2の2第4項の規定による放課後等デイサービス及び法第6条の2の2第6項の規定による保育所等訪問支援</u>を行う。</p> <p>以下 略</p>	教室の名称	所在地	飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号	飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿979番地
_____ 名称	所在地												
飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号												
飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿979番地												
教室の名称	所在地												
飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号												
飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿979番地												

飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例（案）

要旨

1 改正の趣旨

題名及び施設名称の整理を行うとともに、新たなサービスを開始することに伴う改正

2 改正の内容

- (1) 題名及び施設名称の整理を行うとともに、児童福祉法に定める放課後等デイサービスの開始に伴う改正を行うもの。
- (2) 飛騨市ことばの教室条例の題名改正に伴い、併せて飛騨市古川町総合保健福祉センター条例中の引用条例名を改めるもの。

3 施行日 平成31年4月1日